

3 愛知県人にやさしい街づくり条例施行規則

○人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

平成十七年三月三十一日
規則第五十八号

改正 平成一七年一〇月二一日規則第一一二号 平成一九年 三月二三日規則第一九号
平成一九年 七月二七日規則第四九号 平成二一年 三月二七日規則第一三号
平成二四年 三月三〇日規則第二五号 平成二五年 三月二九日規則第三二号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成六年愛知県規則第百二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特定施設）

第三条 条例第一条の二第二号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる用途に供する建築物又はその部分

- イ 学校その他これに類するもの
- ロ 博物館、美術館又は図書館
- ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
- ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
- ホ 社会福祉施設その他これに類するもの
- ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ト 公会堂又は集会場
- チ 展示場
- リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
- ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの
- ヲ 公衆浴場
- ワ ホテル又は旅館
- カ 火葬場

二 共同住宅の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は五十戸を超えるもの

三 工場の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

四 国、県、市町村又は第十三条各号に掲げる者の事務所の用に供する建築物又はその部分

五 銀行その他の金融機関の事務所の用に供する建築物又はその部分

六 事務所の用に供する建築物又はその部分で、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの（前二号に該当するものを除く。）

七 公衆便所の用に供する建築物又はその部分（他の特定施設に附属するものを除く。）

八 地下街その他これに類するもの

九 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）

十 公園、緑地その他これらに類するもの

十一 公共交通移動等円滑化基準第一条第一項第五号に規定する鉄道駅、同項第六号に規定する軌道停留場、同項第七号に規定するバスターミナル、同項第八号に規定する旅客船ターミナル又は同項第九号に規定する航空旅客ターミナル施設

十二 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条の規定による届出を要する路外駐車場（駐車の用に供する部分に、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）

十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設に該当する駐車場

十四 都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設

十五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同条第二項の事業を含む。）、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可を要する開発行為により一体として整備する施設（五十戸以上の住宅の建設を予定する場合に限る。）

十六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による許可を受けた総合的設計による一団地の建築物（五十戸以上の住宅に限る。）

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

（条例第十一条第一項の規則で定める部分）

第四条 条例第十一条第一項の規則で定める部分は、同項第一号に掲げる特定施設の次に掲げる経路を構成する敷地内の通路、廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）、昇降機、出入口及び階段とする。

一 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）に係る部分にある不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）又は前条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設の客室若しくは同条第二号に掲げる特定施設の住戸（以下「利用居室等」という。）までの一以上の経路

二 増築等に係る部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等がないときは、道等。次号において同じ。）から増築等に係る部分にある車椅子使用者等が利用できる構造の便房（第二十一条第一項の表(い)欄に掲げる特定施設の同表(ろ)欄に掲げる便所に設けるものに限る。以下「車椅子使用者用便房」という。）までの一以上の経路

三 増築等に係る部分にある駐車場（第二十三条第一項に規定するものに限る。）の車椅子使用者が乗車する自動車を駐車できる部分（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から増築等に係る部分にある利用居室等までの一以上の経路

四 第二十四条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項第四号に規定する前条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの道等から増築等に係る部分以外にある案内設備までの経路

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合）

第五条 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 高低差の著しい敷地又は区域に特定施設の新築等をしようとする場合で、傾斜路の勾（こう）配について物理的に整備基準を遵守することができないと認められるとき。

二 用途の変更をして特定施設をしようとする場合で、廊下等、階段又はエレベーターについて構造上整備基準を遵守することができないと認められるとき。

三 文化財としての価値が高い特定施設の新築等をしようとする場合で、整備基準を遵守すると当該価値が著しく損なわれることになると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる理由により整備基準を遵守することができないと認められるとき。

（条例第十一条の二の規則で定める特定施設）

第六条 条例第十一条の二の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号から第八号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる特定施設のうち県が新築するもので、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- 二 第三条第十号に掲げる特定施設のうち県が新設するもので、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの
(整備計画の届出)

第七条 条例第十二条の規定による整備計画の届出をしようとする者は、特定施設整備計画届出書(様式第一)に、次の表(い)欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号から第八号まで及び第十二号から第十六号までに掲げる特定施設(条例第十二条第一項第二号に掲げる特定施設(以下「小規模特定施設」という。)を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 一 適合状況項目表(様式第二(その一)) 二 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 三 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、利用円滑化経路の位置、敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの) 四 建築物にあっては、各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、利用円滑化経路の位置、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの) 五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(二)	第三条第九号に掲げる特定施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 適合状況項目表(様式第二(その二)) 二 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 三 平面図(縮尺、方位、道路の境界線、幅員及び路面の高低を明示したもの) 四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 適合状況項目表(様式第二(その三)) 二 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 三 平面図(縮尺、方位、区域の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途、園路及び出入口の位置及び有効幅員、駐車場の区域及び駐車台数並びに車椅子使用者用駐車施設の位置及び有効幅員を明示したもの) 四 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(四)	小規模特定施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 適合状況項目表(様式第二(その四)) 二 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 三 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに敷地内の通路及び直接地上へ通ずる出入口の位置及び有効幅員を明示したもの) 四 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、廊下等及び出入口の位置及び有効幅員並びに床の高低を明示したもの)

		五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書
(五)	第三条第十一号に掲げる特定施設	<p>一 適合状況項目表（様式第二（その五））</p> <p>二 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>三 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物等の位置及び用途並びに公共交通移動等円滑化基準第四条第四項に規定する移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口の位置及び有効幅員を明示したもの）</p> <p>四 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路の位置、通路及び出入口の位置及び有効幅員、階段及びエレベーターの位置並びに床の高低を明示したもの）</p> <p>五 その他整備基準に係る整備計画を明示した図書</p>

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

（軽微な変更）

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、工事の着手又は完了の予定年月日の変更とする。

（整備計画の変更の届出）

第九条 条例第十四条第一項の規定による整備計画の変更の届出をしようとする者は、特定施設整備計画変更届出書（様式第三）に、第七条の表（い）欄に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十条 条例第十六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第四のとおりとする。
（適合証の交付の請求等）

第十二条 条例第十八条第一項の規定による適合証の交付の請求をしようとする者は、適合証交付請求書（様式第五）に、適合状況項目表（様式第二）を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項に規定する適合証の様式は、様式第六のとおりとする。

（実施状況の報告）

第十三条 条例第二十条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体の組合
- 二 建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人
- 三 土地開発公社
- 四 土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者
(利用円滑化経路の設置)

第十四条 条例別表第一第一号の規定による利用円滑化経路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。
 - イ 建築物に利用居室等を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路
 - ロ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等がないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
 - ハ 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 当該駐車場（二以上の駐車場を設ける場合にあっては、そのうち一

以上の駐車場とし、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設とする。) から利用居室等までの経路

- 二 第十九条第一項各号 (同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に掲げる特定施設の利用円滑化経路上には、階段を設けないこと。
- 2 前項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが困難である場合における同号の規定の適用については、同号イ及びロ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(通路等)

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	歩道及び自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。)	<ul style="list-style-type: none">一 有効幅員は、歩道にあっては二メートル以上、自転車歩行者道にあっては三メートル以上とすること。二 段を設けないこと。三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。四 歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。五 舗装は、水はけの良いものとすること。六 歩道等の切下げ部等ですりつけが発生する場合の縦断勾(こう)配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができます。七 横断勾(こう)配は、二パーセント以下とすること(車両乗入れ部を除く。)。八 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。九 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる平たんな部分を設けること。
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路((三)項に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none">一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。二 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとすること。四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるものほか、次に定める構造とすること。<ul style="list-style-type: none">イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。ロ 勾(こう)配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾(こう)配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。ハ 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

		<p>一 (二)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。</p> <p>二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。</p> <p>三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾(こう)配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾(こう)配が二十分の一を超えるものに限る。)にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等((五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	<p>一 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>二 廊下等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。</p> <p>三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、第二号に定めるもののか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 勾(こう)配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ハ 傾斜路とその前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ニ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
	利用円滑化経路を構成する廊下等、利用居室の主	<p>一 (四)項(ろ)欄に定める構造とするほか、次号から第五号までに定める構造とすること。</p> <p>二 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、端から十メートル以内及び区間五十メートル以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ一・四メートル以上の部分その他の車いすの転回に支障がない部分を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>三 段を設けないこと。ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、こ</p>

(五)	要な通路（第二十二条第四号に規定する通路を除く。）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所と利用円滑化経路との間の廊下等及び第三条第八号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する通路	<p>の限りでない。</p> <p>四 傾斜路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾（こう）配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>五 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
(六)	第三条第十号に掲げる特定施設に設ける主要な園路	<p>一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。</p> <p>二 段を設けないこと。ただし、第六号に定める構造の傾斜路又は次条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>三 前号ただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>四 表面は、滑りにくく、平たんにすること。</p> <p>五 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。</p> <p>六 傾斜路を設ける場合には、前号に定めるものほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾（こう）配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾（こう）配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 勾（こう）配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾（こう）配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ト 傾斜路とその前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p>

	<p>チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>七 縦断勾（こう）配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができます。</p> <p>八 横断勾（こう）配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、二パーセント以下とすることができます。</p>
--	--

（段に併設する昇降機の構造）

第十六条 前条の表(三)項(ろ)欄第三号ただし書、(五)項(ろ)欄第三号ただし書及び(六)項(ろ)欄第二号ただし書に規定する昇降機の構造は、第十九条第二項各号に定める構造又は次に定める構造とする。

- 一 エレベーターにあっては、次に定める構造とすること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定する構造とすること。
 - ロ 籠の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは一・二メートル以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 エスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する構造とすること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（出入口）

第十七条 条例別表第一第三号の規則で定める出入口は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	利用円滑化経路を構成する出入口（第三条第二号に掲げる特定施設の住戸の出入口を除く。）及び同条第八号に掲げる特定施設の不特定かつ多数の者が利用する出入口	<ul style="list-style-type: none"> 一 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の出入口は八десятセンチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(二)	第三条第十号に掲げる特定施設の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 一 有効幅員は、一以上の出入口を一・二メートル以上とし、その出入口に車止めのさくを設ける場合には、さくとさくの間隔は、九十センチメートル以上とすること。 二 段を設けないこと。 三 表面は、滑りにくく、平たんにすること。 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（階段）

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 回り階段としないこと。
- 二 手すりを設けること。
- 三 段鼻は、滑りにくくすること。
- 四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。

六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

(利用円滑化経路を構成するエレベーター)

第十九条 条例別表第一第五号の規則で定める特定施設は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる特定施設（同号イに掲げる用途に供するものを除く。）並びに同条第三号から第七号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）以外の階における不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（同条第一号イに掲げる用途及び共同住宅の用に供する部分を除き、同号ワに掲げる用途に供する特定施設にあっては、その客室部分を含むものとする。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 二 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
 - 三 第三条第二号に掲げる特定施設で、当該特定施設の階数が三以上で、かつ、戸数が五十戸を超えるもの
- 2 条例別表第一第五号の規則で定める構造は、第十六条第一号に定める構造のエレベーターを段に併設する場合を除き、次のとおりとする。
- 一 籠の奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。
 - 二 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - 三 籠は、利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
 - 四 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、一・五メートル以上とすること。
 - 五 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。
 - 六 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - 七 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - 八 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。
 - イ 籠の幅は、一・四メートル以上とすること。
 - ロ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
 - 九 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、前各号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものでは、この限りでない。
 - イ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ロ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作ボタン等（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に操作ボタン等を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ハ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 3 増築等の場合（増築等により第一項各号に掲げる特定施設となる場合であって、増築等に係る部分に利用円滑化経路を構成するエレベーターを設けるときを除く。）における第一項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは「増築等に係る部分の床面積」と、「階数」とあるのは「増築等に係る部分の階数」と、「戸数」とあるのは「増築等に係る部分の戸数」とする。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(便所)

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
		一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路

(一)	第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所((二)項及び(三)項に掲げるものを除く。)	<p>を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくくすること。</p> <p>三 次に定める構造の便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。</p> <p>イ 便器は、洋式とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>四 出入口に近い小便器は、周囲に手すりを設け、床置式その他これに類する構造とすること。</p>
(二)	第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供する特定施設及び同号ヘからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。</p>
(三)	第三条第一号イに掲げる用途(特別支援学校の用途に限る。)に供する特定施設、同号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ハに掲げる用途(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボウリング場、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)及び遊技場の用途に限る。)に供する特定施設、同号ニに掲げる用途(病院及び診療所の用途に限る。)に供す	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 人工肛(こう)門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。</p>

	る特定施設、同号亦に掲げる用途（老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）及び老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものの用途に限る。）に供する特定施設及び同号へからワまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号、第五号、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
--	---

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（車椅子使用者等が利用できる便所）

第二十一条 条例別表第一第七号の規則で定める特定施設は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める便所は、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が一千平方メートルを超えるもの又は同号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(二)	第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの	地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階の便所のうちの一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用する便所
(三)	第三条第十号に掲げる特定施設で、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの	一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の不特定かつ多数の者が利用する便所

2 条例別表第一第七号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 出入口の戸は、次に定める構造とすること（第三条第十号に掲げる特定施設を除く。）。
 - イ 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は、外部からも解錠ができるものとすること。
 - ロ 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。ただし、当該便所のある便所内にレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設ける場合は、この限りでない。
- 四 前条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造とすること。
- 五 車椅子使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置)

第二十二条 条例別表第一第八号の規定による車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車いす使用者が利用できる客席の部分の数は、客席のいすの総数に二百分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が十を超える場合にあっては、十)以上とすること。
- 二 車いす使用者が利用できる客席の部分は、客席の出入口(利用円滑化経路を構成するものに限る。第四号において同じ。)から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。
- 三 車いす使用者が利用できる客席の部分及びその接する部分の床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにすること。
- 四 車いす使用者が利用できる通路は、客席の出入口から車いす使用者が利用できる客席の部分へ通ずるものとし、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - (1) 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。
 - (2) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

(車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置)

第二十三条 条例別表第一第九号の規則で定める駐車場は、第三条第十二号及び第十三号に掲げる駐車場並びに同条第一号から第十号までに掲げる特定施設に附属する駐車場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数(駐車場法施行令第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いるものの駐車台数を除く。以下この条において同じ。)が二十五台を超えるもの(当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数の合計が二十五台を超えるときにおけるそれらの駐車場)とする。

2 条例別表第一第九号の規定による車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 車椅子使用者用駐車施設の数は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者

等が利用する部分の駐車台数（当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数を合計した数）に五十分の一を乗じて得た数（当該乗じて得た数が三を超える場合にあっては、三）以上とすること。

二 車椅子使用者用駐車施設は、第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするもの又は当該車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口若しくは第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、当該駐車場が建築物である場合にあっては、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けること。

三 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。

ロ 地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにすること。

四 第二号に規定する車椅子使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口又は第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路を構成する通路は、屋外にあるものにあっては第十五条の表(三)項(ろ)欄に定める構造とし、屋内にあるものにあっては同表(五)項(ろ)欄に定める構造とすること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものにあっては、次の部分に、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。

イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

(1) 勾配が二十分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(2) 高さが十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する第十五条の表(四)項(ろ)欄第四号又は(五)項(ろ)欄第四号に規定する傾斜路を設ける場合には、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(1)から(3)までのいずれかに該当するものである場合又はその部分に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(3)に該当するものである場合又はその部分に段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

二 第三条第九号に掲げる特定施設にあっては、次の部分に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

イ 次の道路の歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部

(1) 市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路

(2) 官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路

ロ 歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分

ハ 中央分離帯の人が滞留する部分

三 第三条第十号に掲げる特定施設にあっては、その出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようすること。

四 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの床面積の合計が五十平方メートル以上のものに案内設備を設ける場合には、道等から当該特定施設の案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 道等から当該特定施設の案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

ロ 当該特定施設内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合

五 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとすること。

イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が第一号イ(1)若しくは(2)に該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

イ 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

ロ 第二十条の表(二)項(ろ)欄第二号又は(三)項(ろ)欄第二号に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

ハ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨及び高齢者、障害者等の誰もが利用できる旨を表示した標識を掲示すること。

ニ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

ホ 第三条第一号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

2 増築等の場合における前項第四号の規定の適用については、同号中「に案内設備を設ける場合」とあるのは、「の増築等に係る部分に案内設備を設ける場合並びに同条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）（同条第三号及び第六号に掲げる特定施設にあっては、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設のみの増築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものの増築等に係る部分以外に案内設備がある場合」とする。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(条例別表第一第十一号の規則で定める基準)

第二十五条 条例別表第一第十一号の規則で定める基準は、次条から第三十一条までに定めるところによる。

(駐車場)

第二十六条 第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階に設けなければならない。

(車いす使用者用浴室等)

第二十七条 第三条第一号ハ、ヲ及びワに掲げる用途に供する特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)は、次に定める構造としなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。
- 二 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には、段を設けないこと。
- 四 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(車椅子使用者用客室)

第二十八条 第三条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上で、かつ、客室の総数が五十以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。

2 車椅子使用者が円滑に利用できる客室は、次に定める構造としなければならない。

- 一 出入口は、次に定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便房が設けられた便所がある場合は、この限りでない。
 - イ 第二十一条第二項に定める構造の便房を設けること。
 - ロ 便所の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 便房及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 浴室等は、前条に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に同条に規定する浴室等(同条に定める構造のものに限る。)が設けられている場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

(カウンター等)

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台及び公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一以上設けなければならない。

(ベンチ等)

第三十条 第三条第十号に掲げる特定施設にベンチ、水飲み場等を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造としなければならない。

(特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十一条 第三条第一号から第八号までに掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

- 一 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設(第二十一条第一項の表(一)項(い)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。)又は第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設(同

表(二)項(い)欄に掲げる特定施設に該当するものを除く。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造の便房のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に定める構造とすること。

- イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。
 - 二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第四号に規定する特定施設に該当するものを除く。）に案内設備を設ける場合 同項第四号及び第五号に掲げる措置を講ずること。ただし、同項第四号イ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 三 第三条第一号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設並びに同条第四号及び第五号に掲げる特定施設に案内設備を設ける場合 文字情報表示設備を設けること。
 - 四 誘導灯を設ける場合 点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮したものとすること。
- 2 次の各号に掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 一 第三条第一号ヘ及びトに掲げる用途に供する特定施設で、条例別表第一第八号に規定する興行場等に該当するもの 客席に集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。
 - 二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設（第二十四条第一項第一号に規定する特定施設に該当するものを除く。） 同項第一号に掲げる措置を講ずること。
 - 三 第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号ヘからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設 授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。
 - 四 第三条第十号に掲げる特定施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園を除く。）
 - イ 第十五条の表(六)項(ろ)欄第二号ただし書の場合において、主要な園路に段を設けるときは、手すりを両側に設けること。
 - ロ 主要な園路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 縦断勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八パーセント以下とすること。
 - (2) 横断勾配は、設けないこと。
 - (3) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
 - (4) 手すりを両側に設けること。
 - ハ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。
 - ニ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けること。
 - ホ 車椅子使用者用便房を設ける場合には、出入口の戸は、次に定める構造とすること。
 - (1) 施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができるものとすること。
 - (2) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ヘ 休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）に定める基準に適合させること。

五 第三条第十四号及び第十五号に掲げる特定施設である道路

イ 歩道等は、次に定める構造とすること。

(1) 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては、歩道は三・五メートル以上、自転車歩行者道は四メートル以上とすること。

(2) 横断勾配は、一パーセント以下とすること（車両乗入れ部を除く。）。

ロ 立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）に定める基準に適合させること。

一部改正〔平成一九年規則四九号・二五年三二号〕

（一団地の住宅施設等の整備基準）

第三十二条 第三条第十四号から第十六号までに掲げる特定施設の建築物、道路、駐車場及び公園、緑地その他これらに類するものの整備基準は、第十四条から前条までに定めるとおりとする。
(小規模特定施設の敷地内の通路等)

第三十三条 条例別表第二第一号の規則で定める経路は、道等から建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する直接地上へ通ずる出入口までの経路のうちの一以上の経路とし、同号の規則で定める構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 敷地内の通路

イ 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、へに定める構造の傾斜路又は第十六条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

ハ ロただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとすること。

ニ 表面は、滑りにくく、平坦にすること。

ホ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。

ヘ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 勾（こう）配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾（こう）配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(3) 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

(4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(5) 有効幅員は、段に代わるものにあっては一・四メートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

(6) 勾（こう）配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。

(7) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾（こう）配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

(8) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 建築物の直接地上へ通ずる出入口

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(小規模特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十四条 条例第十一項第一項第二号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次のとおりとするよう努めなければならない。

- 一 条例別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。
- 二 次に定める構造の便房を設けること。
 - イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 便器は、洋式とすること。
 - ハ 手すりを設けること。
- ニ 車椅子使用者が利用できるよう空間を確保すること。
- ホ 戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(移動等円滑化された経路を構成する傾斜路等)

第三十五条 条例別表第三第二号の規則で定める勾(こう)配は、十二分の一(屋外に設ける傾斜路にあっては、十五分の一)以下とする。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とする。

- 2 条例別表第三第三号の規則で定める構造は、次のとおりとする。
 - 一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - イ 勾(こう)配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下とすること。
 - ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 二 次に定める構造の便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。
 - イ 便器は、洋式とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
- 3 条例別表第三第四号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。
 - 一 前項第二号に規定する便房を設ける場合には、当該便房の戸又はその付近に、洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。
 - 二 第三十八条に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便房の戸又はその付近及び当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
 - 三 施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

一部改正〔平成一九年規則一九号・二五年三二号〕

(条例別表第三第五号の規則で定める基準)

第三十六条 条例別表第三第五号の規則で定める基準は、次条から第三十九条までに定めるところによる。

(移動等円滑化された経路と便所等との間の経路における傾斜路)

第三十七条 公共交通移動等円滑化基準第十四条第一項第一号(公共交通移動等円滑化基準第十五条において準用する場合を含む。)及び第十六条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する通路に設ける傾斜路並びに同条第一項第二号ニ(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する傾斜路の勾(こう)配は、十二分の一(屋外に設ける傾斜路にあっては、十五分の一)以下としなければならない。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下としなければならない。

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

(乳幼児用椅子、乳幼児用ベッド等)

第三十八条 条例第十一項第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の便所内に、乳幼児用椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けなければならない。ただし、乳幼児のおむつ替えができる

る設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(公共交通機関の施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十九条 条例第十一一条第一項第三号に掲げる特定施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛（こう）門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設けた便房を設けるよう努めなければならない。

2 前項に規定する便房を設ける場合にあっては、当該便房の戸又はその付近及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示するよう努めなければならない。

一部改正〔平成二五年規則三二号〕

(学校及び共同住宅に関する読み替え)

第四十条 第三条第一号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第二号に掲げる特定施設に対する次の表の上欄に掲げるこの規則の規定（同号に掲げる特定施設にあっては、第二十一条第一項の表（一）項（ろ）欄、第二十三条、第三十一条第一項第一号、第三十三条及び第三十四条を除く。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一号	不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者、障害者等が利用する	
第十四条第一項第一号ハ 第十五条の表（二）項（い）欄、（三）項（い）欄、 （四）項（い）欄及び（五）項（い）欄		
第十八条		多数の者が利 用する
第二十条の表（一）項（い）欄	不特定かつ多数の者が利用し、又 は主として高齢者、障害者等が利 用する	
第二十一条第一項の表（一）項（ろ）欄		
第二十三条		
第二十九条		
第三十一条第一項第一号		
第三十三条		
第三十四条		

一部改正〔平成一九年規則一九号〕

(提出書類の経由等)

第四十一条 条例の規定により知事に提出する書類（愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の規定により同条例別表第九の三十五の項の下欄に掲げる市の長に提出することとなる書類を除く。）は、当該特定施設の所在地の市町村長を経由しなければならない。

2 前項の書類の部数は、第七条及び第九条に規定する書類にあっては正本一部及び副本一部、その他の書類にあっては正本一部とする。

一部改正〔平成一七年規則一一二号・一九年一九号・二一年一三号・二四年二五号・二五年三二号〕

附 則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日規則第百十二号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条第一項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十七日規則第四十九号）

- 1 この規則は、平成二十年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十二条第一項に規定する整備基準については、改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十五年三月二九日規則第三二号）

- 1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第十六条及び第四十二条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築（用途の変更をして特定施設（人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成六年愛知県条例第三十三号）第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下「新築等」という。）の工事中の特定施設の当該新築等に係る同条例第十二条第一項に規定する整備基準については、改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 建築物の用途別基準適用表

■建築物の用途別基準適用表

*1 「地下街その他に隣するもの」には利用円滑化経路の考え方を取り入れていないので、不特定多數者が利用するものすべてに利用円滑化経路の基準を適用する。
*2 「小規模特定施設」には利用円滑化経路の考え方を取り入れていないので、連絡から最寄り駅へ向かう人口までの路線を構成する一社のものについて基準を適用する。

建築物の用途別基準適用表

トセイジンエキス(特許第5555号)に適当な量を含む。宇佐等、共同研究室部を除く。(一概に「新規抗がん作用のある化合物」は、すべての癌を導入。)の床面積の合計とする。

■建築物の用途別基準適用表

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日)

(法律第九十一号)

第一百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正	平成一八年	六月二一日	法律第	九二号
同	一九年	三月三一日	同	第一九号
同	二三年	五月	二日同	第三五号
同	二三年	六月	二二日同	第七〇号
同	二三年	八月	三〇日同	第一〇五号
同	二三年一二月	一四日	同	第一二二号
同	二五年	六月	一四日同	第四四号
同	二六年	六月	四日同	第五四号
同	二六年	六月	一三日同	第六九号
同	二九年	五月	一二日同	第二六号
同	三〇年	五月	二五日同	第三二号
同	三〇年	六月	二七日同	第六七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 基本方針等(第三条—第七条)

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条—第二十四条)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置(第二十四条の二—第二十四条の八)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施(第二十五条—第四十条の二)

第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条—第五十一条)

第五章の二 移動等円滑化施設協定(第五十一条の二)

第六章 雜則(第五十二条—第五十八条)

第七章 罰則(第五十九条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)
 - ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。)
 - ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- 二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者
- ホ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者及び旅客不定期航路事業者
- ヘ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)
- ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもののその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路を

いう。

- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区である

こと。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両(軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物(第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第三十六条第二項において「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

(平三〇法三二・一部改正)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項

- イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
 - ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
- ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)その他の市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために

必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置
(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第一項の規定により審査を行うものを除く。)若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
- 二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するため必要となる情報の提供
四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(平三〇法三二・追加)

(指導及び助言)

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(平三〇法三二・追加)

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等(旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(公表)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(勧告等)

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(平三〇法三二・追加)

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。

3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

- 4 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一條 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の

申請があつた場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとして、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるとときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、認定をすることができる。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(平一八法九二・平二六法五四・一部改正)

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(平一九法一九・一部改正)

(認定特定建築物の表示等)

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるとときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることができが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十五条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 協定建築物の位置
 - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者(第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。)に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物(第二十一条において「認定協定建築物」という。)の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

(平三〇法三二・追加)

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

- 第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。
- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。
- (平二六法五四・一部改正)
- (高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)
- 第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、

当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(平二六法五四・平三〇法六七・一部改正)

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(平三〇法三二・追加)

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平三〇法三二・追加)

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

- 第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(行為の届出等)

- 第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区的区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(平三〇法三二・追加)

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(平三〇法三二・追加)

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・追加)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施
(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針(移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。)に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。
- 5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定にかかるわらず、国道又は都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。)(道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの(道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。)に限る。以下同じ。)に係る道路特定事業を実施する者として、市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及

び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。)を定めることができる。

- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。
- 8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。
- 11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(平一九法一九・平二三法三五・平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(基本構想の評価等)

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(平三〇法三二・追加)

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平三〇法三二・一部改正)

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設

の利用に関し利害関係を有する者

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正)

(公共交通特定事業の実施)

- 第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

- 第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

- 第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

- 第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定め

るほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

- 第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村(道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。)が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替えるものとする。
 - 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 - 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
 - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
 - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

(平二三法一〇五・一部改正)

(路外駐車場特定事業の実施)

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画(以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画(以下この条において「都市公園特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・平二九法二六・一部改正)

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる

事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(平二五法四四・一部改正)

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は第三十五条第一項の建築物特定事業(国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下こ

の条において同じ。)に通知することができる。

- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方債についての配慮)

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(市町村による情報の収集、整理及び提供等)

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の

求めがあつた場合について準用する。

(平三〇法三二・追加)

第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一团の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合すること。
- 2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定

区域内に明示しなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となつた者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

- 3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

- 4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

(平三〇法三二・追加)

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設(移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。)の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下

の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化施設協定の有効期間
- 四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平三〇法三二・追加)

第六章 雜則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

(平三〇法三二・追加)

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画(同

条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものに係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

- 6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三〇法三二・一部改正)

(主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

- 2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項(これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(平二三法一〇五・平三〇法三二・一部改正)

(不服申立て)

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(平二六法六九・一部改正)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(道路法の適用)

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の四の規定による提出をしなかった者

二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(平三〇法三二・全改)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(平三〇法三二・一部改正)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(平三〇法三二・一部改正)

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。
(平三〇法三二・追加)

第六十六条 第二十四条の八第一項(第四十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。
(平三〇法三二・追加・旧第六十五条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三七八号で平成一八年一二月二〇日から施行)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
(平成十二年法律第六十八号)

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間ににおける用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第十五条の規定は、この法律の施行後(第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この条において「旧移動円滑化法」という。)

第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八一条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行)

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三〇三号で平成一九年九月二八日から施行)

附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三四号で平成二三年八月一日から施行)

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日＝平成二三年八月三〇日)

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十四条、第一百二十一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第一百三十三条、第一百四十二条、第一百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十二条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第一百五十三条、第一百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百十二条の改正規定に限る。)、第一百五十九条、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第一百七十五条及び第一百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十二条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三

- 十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
- 二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十五条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十二条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五

十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正)

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。)第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

- 2 第百六十二条の規定の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。)第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。
- 3 第百六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていない

ものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

- 4 第百六十二条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二七年政令第一〇号で平成二七年六月一日から施行)

一 略

二 第五十二条第三項の改正規定(「部分(」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。)及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二六年政令第二三一号で平成二六年七月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できることとされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができることとされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五五号で平成二九年六月一五日から施行)

附 則 (平成三〇年五月二五日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(平成三〇年政令第二九七号で平成三〇年一一月一日から施行)

(経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による輸送施設(船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三〇年政令第二五四号で平成三〇年九月二五日から施行)

6 用語解説

●移動等円滑化整備（バリアフリー）ガイドライン

国が、バリアフリー新法及び同法に基づく各法令の施行を受け、各施設の整備を行う際のより具体的な指針として策定したもの。現在、旅客施設、旅客船、車両等に関するものがあり、今後、都市公園、建築物等についても策定される予定。

●オストメイト

がんなどが原因で直腸やぼうこうに機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」を造設した人。

●高齢者

一般には65歳以上の人をさす。65歳以上、75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者とも呼ぶ。

●サイン

標識、看板、しるし、符号、合図など、伝えたいことを記号として示したもの、あるいはその情報のこと。サインの種類には、記号サイン、誘導サイン、案内サイン、説明サイン、規制サインなどがある。

●視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が通常の歩行状態において、白杖や足の裏の触覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持つて道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのものである。進行方向を示す線状ブロックと危険箇所・曲がり角などを注意喚起する点状ブロックの2種類ある。

●点字

視覚障害者のための指で触れることにより認識できる文字。たて3点、よこ2点の6個の、凸点の組み合わせで表現する。

●望ましい整備指針

正式名称は「人にやさしい街づくり 望ましい整備指針」。愛知県でより一層人にやさしい街づくりを進めるため、条例で最小限の措置として定めた整備基準に加え、より円滑に利用できるようにするために建築物に関する望ましい基準として示したもの。

●ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指すという理念。1950年代後半の北欧で誕生し、国連の「障害者の権利宣言」（1975年）採択などに影響を与えた。ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念とあわせ、国の「障害者対策に関する新長期計画」をはじめ、障害者福祉推進における基本的な理念の1つである。

●バリア

一般に、通行人や出入りを阻む柵とか防壁障害物のこと。福祉の分野では、自らの意思に基づく自由な行動を妨げる障壁のことを言う。

●バリアフリー

建物内の段差を解消するなど、障害者や高齢者などが生活する上で妨げとなる様々な障壁（バリア）を取除くということ。建物や物などの物理的なもののほかに障害者や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。従前のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したもので、平成18年に制定された。高齢者、障害者等の円滑な移動及び公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに、旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場等の一体的な整備を推進するための措置等を定めた法律。

●人にやさしい街づくり読本

愛知県が人にやさしい街づくりを推進するため、平成19年4月に小学生及び中高生を対象に、“誰もがその人らしく暮らせる街”や“みんなが暮らしやすい街の工夫”とは何かを学ぶための教材として作成したものです。教育読本（小学生用、中高生用）、教育ビデオ（小学生用、中高生用）、教育のすすめ（指導者用）の3部構成となっている。

●人にやさしい街づくりの推進に関する条例

愛知県が、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、街づくりにおいて高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できることを推進するために定めた条例。平成6年10月に制定され、平成16年に大幅な改正が行われた。条例は4回、施行規則は6回改正されている。

●人街応援隊

愛知県人にやさしい街づくりアドバイザーや人にやさしい街づくりに協力的な住民達の、自主的活動を目的とした組織。人にやさしい街づくりの取組の啓発活動などを行っている。

●ホームヘルパー

訪問介護員。訪問介護を行う者の資格の一つで、都道府県知事の指定する訪問介護員養成研修の課程を修了した者をいう。日常生活を営むのに支障がある高齢者や障がいのある

人の家庭に訪問し、介護や家事の援助、相談・助言、通院の介助などのサービスを行う。

●ユニバーサルデザイン

ノースカロライナ大学ユニバーサルデザインセンターのロナルド・メイス氏が提唱したもので、「すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザイン」をいう。「ユニバーサルデザイン7原則」は、ユニバーサルデザインの指標の一つになっており、街づくりを考える上で心がけておくべき基本となるもの。バリアフリーは、障害を持つ人々の生活を妨げる障壁をなくすというという考え方に対して、ユニバーサルデザインは、左利きの人、足を怪我した人、妊婦、重い荷物を持った人、海外からの移住者など、誰でも均等・平等に社会生活を送れる機会を社会全体で保証しようとする考え方である。

●ライフスタイル

生活の様式。また、単なる生活様式を超えて、その人間の人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方としても用いられる。

●リフォームヘルパー制度

高齢者や障がいのある人の住宅を使いやすく改善することに対して支援を行う制度のこと。住宅のリフォーム（改善）に対して、経費の一部の助成及びリフォームヘルパーによる相談・助言を行うことができる。

●ワークショップ

意見や技術の交換・紹介を行う研究や共同作業の場で、参加体験型の双方向グループ研究。まちづくりなどの場合は、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、地域の課題を協力して解決するために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法のひとつ。

